



栃木県公報

令和2(2020)年
10月20日(火)
第148号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 885
- 道路の区域の変更..... 886
- 道路の供用開始..... 886
- 建築基準法による道路の位置指定..... 887
- 建築基準法による道路の位置指定の廃止..... 887

告示

栃木県告示第五百五十二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和二年度分の補助金等から適用する。

令和二年十月二十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助 金等 の 名 称	交付の 目的	交付の対象であ る事務又は事業 の内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助 金等 の 名 称	交付の 目的	交付の対象であ る事務又は事業 の内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
産業 労働 部	産業 労働 課	栃木 県本 社機 能等 立地 支援 補助 金	略	略	略	略	産業 労働 部	産業 労働 課	栃木 県本 社機 能等 立地 支援 補助 金	略	略	略	略
		栃木 県オ フィ ス移 転推 進補 助金	本県へ のオ フィ ス移 転を 促進 し、 県内 の経 済活 性を 図る	栃木県オ フィ ス移 転推 進補 助金	当該 経費 の十 分の 十。 ただ し、 知事 が別	当該 企業							

栃木県告示第555号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和2(2020)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	矢板市東町1209-5の一部	延長76.63m 幅員6.00m	令和2(2020)年7月2日	大田原土木事務所
	矢板市下伊佐野字一本木973-684、973-1383、973-1384、973-1385、973-1386、973-1387、973-1389、973-1390、973-1391、973-1392、973-1393、973-1394、973-1395の各一部	延長104.80m 幅員4.57m	令和2(2020)年7月30日	大田原土木事務所
	矢板市片岡字大久保2448-246、字高倉2446-174	延長49.33m 幅員6.01m	令和2(2020)年8月25日	大田原土木事務所

栃木県告示第556号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(昭和49(1974)年12月24日第4765号)を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和2(2020)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	下都賀郡壬生町元町1076-3、1077-2	延長22.8m 幅員4.0m	令和2(2020)年7月1日	栃木土木事務所

(建築課)